

議案第 号

宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年(2025年)9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市学校給食の実施に関する条例(平成28年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「規定する経費」の次に「の範囲内で規則で定める額」を加え、同条第2項及び第3項を削る。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に実施した学校給食に係る学校給食費の額については、なお従前の例による。

議案第 号

宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市学校給食の実施に関する条例(平成28年条例第8号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(学校給食費の徴収)</p> <p>第3条 市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者及び成年に達した生徒の就学に要する経費を負担する者をいう。)から、学校給食法第11条第2項及び特別支援学校給食法第5条第2項に規定する経費(以下「学校給食費」という。)を徴収する。</p> <p>2 <u>学校給食費の日額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>小学校及び特別支援学校に在籍する児童又は生徒 270円</u></p> <p>(2) <u>中学校に在籍する生徒 315円</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、食物アレルギー等の理由により、給食の一部が実施されなかった児童又は生徒の学校給食費の日額は、同項に規定する額から実施されなかった給食の一部に要する費用に相当する額として市長が別に定める額を控除した額とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>(学校給食費の特例)</p> <p>2 <u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、第3条第2項の規定の適用については、同項第1号中「270円」とあるのは「230円」と、同項第2号中「315円」とあるのは「270円」とする。</u></p>	<p>(学校給食費の徴収)</p> <p>第3条 市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者及び成年に達した生徒の就学に要する経費を負担する者をいう。)から、学校給食法第11条第2項及び特別支援学校給食法第5条第2項に規定する経費の範囲内で規則で定める額(以下「学校給食費」という。)を徴収する。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>

令和7年度9月補正根拠資料

給食事業 賄材料費

児童・生徒喫食数 (R7見込み)			
月	小・支援	中学校	合計
11月	215,000	88,000	303,000
12月	168,000	79,000	247,000
1月	175,000	82,000	257,000
2月	200,000	75,000	275,000
3月	125,000	53,450	178,450
合計	883,000	377,450	1,260,450

教職員喫食数 (R7見込み)			
月	小・支援	中学校	合計
11月	17,300	7,900	25,200
12月	17,300	7,974	25,274
1月	15,400	7,088	22,488
2月	17,300	7,974	25,274
3月	12,520	6,645	19,165
合計	79,820	37,581	117,401

(児童・生徒増加分)

給食費

	小学校	中学校
献立追加金額	55	60
小・支援学校	中学校	合計
	11,825,000	5,280,000
	9,240,000	4,740,000
	9,625,000	4,920,000
	11,000,000	4,500,000
	6,875,000	3,207,000
	48,565,000	22,647,000
交付金追加金額	71,212,000	

小 325円  
中 375円

(教職員増加分)

	小学校	中学校
献立追加金額	55	60
小・支援学校	中学校	合計
	951,500	474,000
	951,500	478,440
	847,000	425,280
	951,500	478,440
	688,600	398,700
	4,390,100	2,254,860

賄材料費増額補正要求額	77,856,960
(財源) 物価高騰臨時交付金	71,212,000
教職員実費徴収金	6,644,960

## 宝塚市規則第 号

宝塚市学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則

宝塚市学校給食費の管理に関する規則（平成28年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「いう。）」の次に「第3条、」を加える。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条中「給食条例第3条第2項又は第3項」を「前条」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（学校給食費の額）

第3条 条例第3条に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 小学校及び特別支援学校に在籍する児童又は生徒 日額325円

（2） 中学校に在籍する生徒 日額375円

2 前項の規定にかかわらず、食物アレルギー等の理由により、給食の一部が実施されなかった児童又は生徒の学校給食費の日額は、同項に規定する額から実施されなかった給食の一部に要する費用に相当する額として市長が別に定める額を控除した額とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（学校給食費の額の特例）

2 令和7年11月1日から令和8年3月31日までの間に実施する学校給食に係る第3条第1項の規定の適用については、同項第1号中「325円」とあるのは「230円」と、同項第2号中「375円」とあるのは「270円」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条及び附則第2項の規定は、令和7年11月1日以後に実施する学校給食に係る学校給食費の額について適用する。



宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について

管理部 学事課

1 提案理由

本市では、平成28年度(2016年度)からの公会計化に伴い、学校給食費を条例で規定して保護者から徴収してきました。しかし、昨今のような急激な物価高騰や国による交付金の活用、それに伴う学校給食費の改定、給食費無償化などの制度改正への対応など、こうした状況に適時適切に対応するためには、学校給食費の規定を条例から規則に変更する必要があると考えられます。物価高騰は今後も続くことが予測され、次年度以降は小学校の給食費無償化に、中学校においても何らかの物価高騰対策が講じられる可能性がある中、国の制度改正や交付金の適時活用を考えたとき、学校給食費を条例で規定していると、その対応に時間を要することから、宝塚市学校給食の実施に関する条例第3条第2項及び第3項の学校給食費の規定を改正し、規則により学校給食費の日額を新たに規定するための改正を行おうとするものです。

2 条例改正と規則改正の比較

新年度に向けて条例を改正する場合、前年度の9月頃までには原案を確定し、総務課等との調整を経て10月には教育委員会会議に諮り、11月の都市経営会議を経て11月下旬から始まる12月市議会に上程し、12月下旬に採決され確定します。

一方、規則による規定の場合、市議会への議案上程がないため、1月の教育委員会に諮って決定することが出来ます。

ただし、規則の場合であっても予算措置が必要であることから、新年度予算の確定時期に合わせて学校給食費の額を確定する必要はありますが、条例改正のスケジュールと比べて規則による規定、改正の場合は時間的な余裕があり、他市町の状況や国・県の状況を把握した上での対応が可能となります。

3 兵庫県下の市の学校給食費の規定

規則・要綱等(条例以外)で規定している市(22市)	条例で規定している市(3市)	私会計(4市)
朝来市、芦屋市、尼崎市、淡路市、伊丹市、加古川市、加西市、加東市、川西市、神戸市、宍粟市、洲本市、高砂市、たつの市、丹波市、丹波篠山市、西宮市、西脇市、姫路市、南淡路市、養父市、豊岡市	宝塚市、三田市、三木市	相生市、明石市、赤穂市、小野市

## 4 条例改正の概要

- (1) 第3条第1項中「規定する経費」の次に「の範囲内で規則で定める額」を加え、同条第2項及び第3項を削ります。同条第2項及び第3項の規定は、新たに、宝塚市学校給食費の管理に関する規則第3条に「学校給食費の額」として定めます。
- (2) 附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削ります。附則第2項の規定は、新たに、宝塚市学校給食費の管理に関する規則の附則第2項に「学校給食費の額の特例」として定めます。

## 5 学校給食費の改定

- (1) 学校給食の方向性（「質」を大切にした学校給食に向けて）

これまで、本市では保護者負担の軽減を意識しながらも「質」に拘った学校給食を提供してきましたが、ここ数年の急激な物価高騰により、栄養価だけは確保しつつも、質の維持に課題を抱えた学校給食となり、市議会において指摘を受けながらも交付金の活用範囲で対応してきました。本市の質の高い学校給食に戻すためには、その質にあった学校給食費とするよう、更に改定する必要があります。

- (2) 国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付

上記(1)の通り、学校給食費の改定に向けて検討を進めていたところ、国の交付金の追加交付があり、本年度は既に小学校で40円、中学校で45円、当該交付金を充てていますが、更に小学校で55円、中学校で60円を学校給食に活用します。

- (3) 学校給食費の改定

① 現行の学校給食費

	保護者負担	交付金	学校給食費
小学校	230円	+ 40円	= 270円
中学校	270円	+ 45円	= 315円

② 令和7年11月以降

	保護者負担	交付金	学校給食費
小学校	230円	+ (40円 + <u>55円</u> )	= 325円
中学校	270円	+ (45円 + <u>60円</u> )	= 375円

※下線部の追加交付は71,212,000円(令和7年11月～令和8年3月)

※当該交付金は令和7年度限り。

## 6 国の給食費無償化への対応

国が進める給食費無償化による財政的措置が本市の学校給食費より低い額の措置であった場合、本市の学校給食費との差額の取扱いが課題となります。

給食費無償化に合わせて学校給食法の改正など、制度全体が大きく変わる可能性が高いことから、現段階で明確な方向性を示すことは困難であるが、国の給食費無償化における財政的

措置が全国定額であった場合は、国が示す額での学校給食とするのか、或いは、別途、保護者が負担しても一定の質を維持するのか、国の給食費無償化の方針が示された段階で速やかに保護者から意見聴取を行います。

## 7 課題

### (1) 保護者の物価高騰意識の醸成

本市では、平成26年度に給食費を改正し、その後の物価高騰には交付金を活用しているため、保護者の負担意識が薄くなっている可能性が非常に高いと考えられます。

交付金がなくなった場合は、保護者負担により対応することになりますが、急激に保護者負担額が増えるため、保護者への周知が大きな課題となります。

これまでは、プリントを配布して、交付金の活用により、保護者負担を求めずに学校給食を維持していることのお知らせしていましたが、年に1回で頻度も少なく、十分に周知できているとは言えません。

そのため、今回の交付金活用においては、保護者への説明と今後は保護者負担となることを十分に周知しなければなりません。

本年5月から使用できるようになった保護者への一斉メール配信アプリ(スグール)を活用して、積極的に保護者へ発信するとともに、今後の学校給食の在り方に関するアンケート調査を実施するなど、保護者の意識醸成とニーズ把握に努めます。

### (2) 国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について

国の交付金の令和8年度以降の方向性が示されていないため、令和8年度以降は、物価高騰分も含めて学校給食費の全額が保護者負担となります。

また、交付金が継続された場合であっても、これまでのように物価高騰分の全額を交付金で賄うことには検討が必要であると考えています。(物価高騰分を保護者負担として求めていく)

【参考資料】

1 本市の学校給食費の変遷

年	小学校・特支学校	中学校	備考
昭和33年(1958年)	(月額)330円		
昭和36年(1961年)	(月額)400円		
昭和38年(1963年)	(月額)460円		
昭和40年(1965年)	(月額)650円	(月額)900円	
昭和42年(1967年)	(月額)750円	(月額)900円	
昭和45年(1970年)	(月額)1,000円	(月額)1,200円	
昭和48年(1973年)	(月額)1,300円	(月額)1,500円	
昭和49年(1974年)	(月額)2,000円	(月額)2,300円	
昭和51年(1976年)	(月額)2,200円	(月額)2,600円	
昭和55年(1980年)	(月額)2,500円	(月額)2,900円	
昭和57年(1982年)	(月額)2,800円	(月額)3,300円	
昭和60年(1985年)	(月額)3,000円	(月額)3,550円	
平成元年(1989年)	消費税 3%		
平成3年(1991年)	(月額)3,200円 (日額)200円	(月額)3,840円 (日額)240円	
平成9年(1997年)	消費税 5%		
平成10年(1998年)	(月額)3,520円 (日額)220円	(月額)4,160円 (日額)260円	
平成26年(2014年)	(日額)230円	(日額)270円	消費税 8%
令和4年(2022年)			別途、交付金小25円、中30円
令和5年(2023年)			別途、交付金小30円、中35円
令和6年(2024年)			
令和7年(2025年)	(日額)270円	(日額)315円	内、交付金小40円、中45円
(案)令和7年11月 ～令和8年3月	(日額)325円	(日額)375円	内、交付金小95円、中105円
(案)令和8年4月～	検討中	検討中	

## 2 阪神各市の学校給食費

市	小学校		中学校	
	給食費	交付金等	給食費	交付金等
尼崎市	272円(256円)	16円	310円	－
西宮市	305円(275円)	30円	360円(325円)	35円
芦屋市	310円	－	360円	－
伊丹市	299円(242円)	57円	353円( 0円)	353円
川西市	302円	－	345円	－
三田市	279円(238円)	41円	323円(275円)	48円
宝塚市	270円(230円)	40円	315円(270円)	45円

## 3 主食等の価格の変動

(単位:円)

年 度	牛乳	小学校		中学校	
		米飯	パン	米飯	パン
平成26年度(2014年度)	50.73	25.61	41.75	35.86	45.10
平成27年度(2015年度)	52.18	22.67	42.42	31.73	45.77
平成28年度(2016年度)	52.63	23.97	42.90	33.56	46.21
平成29年度(2017年度)	52.75	25.60	44.12	35.85	47.31
平成30年度(2018年度)	53.64	27.24	44.96	38.14	48.17
平成31年度(2019年度)	55.69	27.24	45.82	38.14	49.04
令和2年度(2020年度)	56.88	27.48	46.47	38.48	49.66
令和3年度(2021年度)	58.05	26.02	47.08	36.42	50.47
令和4年度(2022年度)	59.49	24.55	49.55	34.37	53.54
令和5年度(2023年度)	67.66	25.28	51.57	35.39	55.89
令和6年度(2024年度)	71.52	27.00	53.28	37.80	57.63
令和7年度(2025年度)	73.52	42.54	56.86	59.56	61.50
平成26年と令和7年の比較	144.9%	166.1%	136.1%	166.0%	136.3%

※平成26年度と令和7年度の比較(牛乳単価×5日+米飯単価×3日+パン単価×2日)

年度	小学校	中学校
平成26年度(2014年度)	413.98円	451.17円
令和7年度(2025年度)	608.94円	669.28円
増加割合	147.0%	148.3%

※学校給食費改定時の改定率

年度	小学校	中学校
平成26年度から	230円	270円
令和7年4月から10月まで	270円(117.4%)	315円(116.7%)
令和7年11月から	325円(141.3%)	375円(138.9%)